基調講演の資料は、印刷・データの複製を許可しておりません。

また、画面をスクリーンショットや撮影等をすることもご遠慮ください。

<令和5年度居住支援全国サミット 事務局>

令和5年度 居住支援 全国サミット

住まいの相談窓口から体制整備を考える

井上由起子(日本社会事業大学専門職大学院)



0 住宅確保要配慮者に対する居住支援機能のあり方等に関する検討会

参考総合的・包括的な「住まい支援」のイメージ(今後の主な検討事項)

第14回全世代型社会保障構築会議(令和5年10月4日)資料3より

- 高齢者や低額所得者などの住宅確保要配慮者が民間賃貸住宅に円滑に入居して安心して生活できるよう、賃貸人 (大家)が住宅を提供しやすい市場環境を整備するとともに、相談からの切れ目のない支援体制の構築を図るため、 国土交通省、厚生労働省等が連携して総合的・包括的な施策を検討する。
- 都道府県・市町村(住宅部局・福祉部局等)と地域の関係者による「住まい支援」の体制整備を全国的に推進する。 居住支援協議会の設置と更なる活用を図りつつ、地域の実情に応じて、①総合的な相談支援、②入居前から入居中、 退去時(死亡時)の支援、③住まいに関する地域資源開発・環境整備の推進方策を検討する。



居住支援協議会の設置・活用、住宅部局と福祉部局の連携

⇒不動産事業者、居住支援法人、社会福祉法人等の地域の関係者の連携 4

0 検討会で感じたこと

- ◆描いている対象者像の違い 単身高齢者 生活困窮者
- ◆イメージがほぼ見えているもの 賃貸人支援の具体的なメニュー 賃借人支援の具体的なメニュー
- ◆イメージが見えていないもの 各市町村における相談窓口体制 いわゆるサポートを行う住宅(居住サポート住宅) 人による見守りの費用負担

0 生活困窮者自立支援法などの改正

令和4年12月20日 · 令和5年12月27日付け社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会 生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の見直しに関する中間まとめ・最終報告書概要(1)

新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響で見られた相談者層の多様化・相談内容の複雑化等や、単身高齢者世帯の更なる増加等の今後の見通しを踏まえ、これらの課題にも適切に対応できるよう、住宅確保要配慮者への切れ目のない支援体制の構築や子どもの貧困対策等をはじめとする、生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の見直しを実現すべきである。

○居住支援について

現状・課題

- ▶ 単身高齢者世帯の更なる増加、持ち家比率の低下等、住まい支援のニーズは今後ますます高まることが想定される。
- 住宅確保要配慮者は、住宅に困っているだけでなく、<u>複合的な課題</u>を抱えている場合も多い。

住まいの確保等の関する相談支援から緊急一時的な居所 の確保、転居時、住まいが定まった後、退居時の支援まで、 切れ目のない支援体制の構築を図ることが必要。

- 無料低額宿泊所について、事前届出制を導入し、規制を実施しているが、無届の施設もある。
- 救護施設等については、入所者が抱える様々な生活課題に 柔軟に対応し、可能な方については地域移行を更に推進す ることが重要。

見直しの方向性

- 生活困窮者自立相談支援事業(困窮法)における住まい支援の明確化、重層的支援体制整備事業(社福法)における多機関協働や居住支援の活用が必要。
- <u>居住支援法人等が見守り等のサポートを行う住宅</u>の仕組みの構築 に向け、関係省庁が連携して検討を進めることが必要。
- サポートを行う住宅に被保護者が入居する場合の住宅扶助(家賃)については、代理納付の原則化の検討を進めることが必要。
- <u>生活困窮者一時生活支援事業を実施するよう努める</u>ものとすると ともに、同事業におけるシェルターにおいて緊急一時的な居所確 保の支援を行うこと、**見守り等の支援(地域居住支援事業)の支** 援期間が1年を超える場合の状況に応じた柔軟な活用等が必要。
- <u>生活困窮者住居確保給付金</u>について、新たに<u>転居費用を補助</u>する ことにより、安定的な居住に繋げることが必要。
- <u>無料低額宿泊所</u>について、<u>届出義務違反への罰則</u>や、無届疑い施設に関する保護の実施機関から都道府県への通知の仕組みが必要。
- 福祉事務所と情報共有を図りつつ、<u>救護施設等の入所者ごとの個</u> 別支援計画の作成を制度化する等の対応が必要。

厚労省資料

介護保険:地域支援事業での居住支援

- 平成26年度から「低所得高齢者等住まい・生活支援モデル事業」を行ってきたが、平成29年度以降は、各地域 で行われている先進的・効果的な取組について、**地域支援事業を始め、様々な方策を活用等しながら全国展開**を図っ ていく。
- 具体的には、**地域支援事業の一つにある「高齢者の安心な住まいの確保に資する事業」について、入居に係る支援 等の内容をより明確にした上で、事業の拡充を行ったところ。**



平成29年度から「地域支援事業の実施について」(実

次の①から④までに掲げる高齢者の地域における自立 した生活を継続させるための事業を実施する。

① 高齢者の安心な住まいの確保に資する事業 空き家等の民間賃貸住宅や、

高齢者の生活特性に配 慮した公的賃貸住宅 (シルバーハウジング)、サー ス付き高齢者向け住宅、多くの高齢者が居住する集合 住宅等**への高齢者の円滑な入居を進められるよう、** れらの住宅に関する情報提供、入居に関する相談及び 助言並びに不動産関係団体等との連携による入居支援 等を実施するとともに、これらの住宅の入居者を対象 に、日常生活上の生活相談・指導、安否確認、緊急時 の対応や一時的な家事援助等を行う生活援助員を派遣 し、関係機関・関係団体等による支援体制を構築する 地域の実情に応じた、高齢者の安心な住まいを確

厚生労働省資料

- 1. 個別支援としての居住支援
- 相談窓口体制
 - ・相談を必要としている人は誰か
 - ・そもそも相談って何?
 - ・各市町村の既存の相談体制と馴染ませる
 - ・旗を振る人
- 3. 支援の違い
- 4. 見守りと住宅
 - ・見守りを分解する
 - ・居住サポート住宅とサービス付き高齢者向け住宅
- 5. つながりに辿り着く理由

居住支援プログラム

ストラクチャー

プロセス① 住宅確保

プロセス② 見守り~参加支援 プロセス③ 死後対応

アウトカム

<相談窓口

:住宅確保+居住継続の伴走的窓口、住宅確保に特化した窓口>

<すっぴん住宅> 一般仲介物件 自らサブリース 福祉事業者所有

<支援付住宅>

<一時居住> 一時生活支援 シェルター

<支援の標準化> 標準的な相談体制 アセスメントツール 支援マニュアル 不動産店との連携 活用する保険商品 転宅後の支援体制

<家主と調整> 賃借人の情報提供 商品・保険紹介 見守り体制確保 緊急連絡先調整 <見守り> 安否確認 緊急通報・駆付け 定期訪問・相談

<生活支援> 買い物/家事支援 金銭管理 健康管理(含服薬)

<サービス調整> 医療・介護・障害 生困・生保等

<権利擁護> 成年後見、日常生 活自立支援事業等

<つながり> ご近所・サロン 就労支援 <死後対応> 死後事務委任 葬儀・納骨 遺品整理 家財処分 住宅の確保

| 域居住の実

地

現

住継続

居

社会参加

L

実践を重ねるなかでストラクチャーに、標準的な相談体制、アセスメントツー ル、活用する保険商品、転宅後の支援体制等が蓄積され、支援の標準化が進む。

個別支援と体制整備の関係

住宅確保

見守り 生活支援 サービス調整 参加支援

死後対応

生活全般にかかわる個別の相談支援

居住支援体制整備(資源開発とネットワークづくり)

これを整えるのが市町村の役割(居住支援協議会等)

- ・協議会等での個別ケース検討を通じて顔の見える関係へ
- ・俯瞰的に個別ケースをみることで課題明確化、体制整備進む
- ・住宅部局:個別支援の視点は弱くなりがち
- ・福祉部局:住宅確保に必要な知識やネットワークが不足しがち

| 例えば・・・・

Z区居住支援協議会での事例検討会



- 70代女性(単身、年金月額13万円、就労困難だが自立)
- 立ち退きに伴う転居、子どもが緊急連絡先OK
- 通院できるならZ区以外の都内でもOK
- 物件探しと審査の間に預貯金減り、転居費用が…



住宅部局 福祉関係部局 社会福祉協議会

- ・迅速対応事案としての共有
- ・まず、物件探す範囲を確定し
- ・その隣接市の居住支援法人の紹介
- ・国交省の債務保証会社リストの提供 (隣接市の居住支援協議会につなげる仕組み) (Z区の債務保証会社リストの再検討)

事例は大幅に加工しています

1

例えば・・・・

Z区居住支援協議会での事例検討会



- 80代母+30代息子(年金5万円、息子高所得)
- 公営住宅、収入超過で月額家賃10万円へ
- 息子から援助、月額10万円
- 息子転出で公営住宅継続?経済的DV?



住宅部局 福祉関係部局 社会福祉協議会

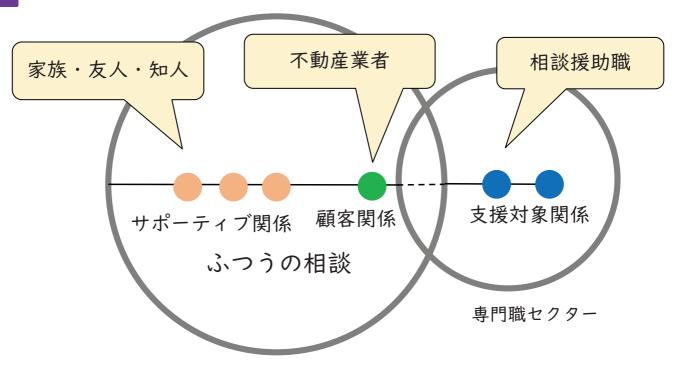
- ・家賃額から退去命令が下される事案
- ・その旨を息子に明確に伝えて対応検討
- ・事例検討会で話していくと… (公営住宅について理解を深める) (専例検討会で託するとでお求れば

(事例検討会で話すことで相談者が整理) (住宅部局もいずれ重層のメンバーへ)

事例は大幅に加工しています

- 1. 個別支援としての居住支援
- 2. 相談窓口体制
 - ・相談を必要としている人は誰か
 - ・そもそも相談って何?
 - ・各市町村の既存の相談体制と馴染ませる
 - ・旗を振る人
- 3. 支援の違い
- 4. 見守りと住宅
 - ・見守りを分解する
 - ・居住サポート住宅とサービス付き高齢者向け住宅
- 5. つながりに辿り着く理由

2 居住支援における相談の位置づけ



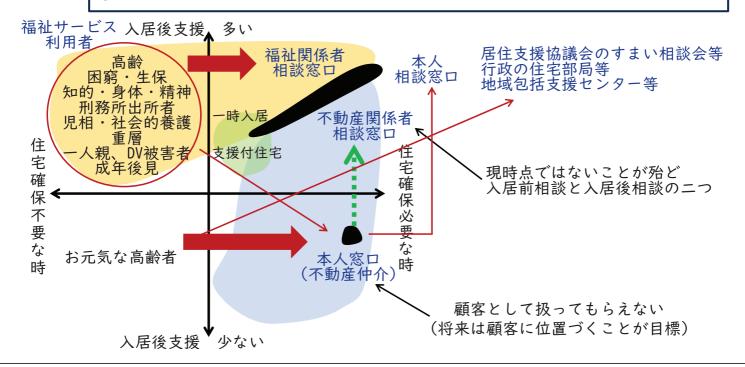
インフォーマルセクター・民間セクター

相談者:本人、不動産関係者、福祉関係者

東畑開人「ふつうの相談」、金剛出版、2023 の考えをベースに加筆

相談窓口体制をつくる時の視座

- ①インテークで住まいの問題ありが多い(生活困窮、DV被害者等)
- ②本人に対応する相談援助職が既にいて、ある時、住まいの問題が発生する (ケアマネ、障害、生保、児相、社会的養護、重層)
- ③上記①や②のうち居所替えを前提とした支援 (刑務所出所者、精神地域移行、救護や養護の地域移行)
- ④福祉サービス利用なし、相談援助職ついてない (元気な高齢者等)



グループワークのテーマ「どこを起点に相談窓口を 考えるのがよさそう?」

高齢者なら地域包括、障害者なら計画相談、生活保護なら福祉事務所が担っていることは、行政福祉職として経験しています。生活保護や生活困窮のあたりかなあと思いながら皆さんと話して、生活困窮分野とつながりたくなることが整理されました。

生活困窮や生活保護はやっている側からすると似て非なる分野ですが、本人目線にたてばつながっているはずです。そう考えると、生活困窮と生活保護で横断的に居住支援の自立支援プログラムを用意するのはどうかと書き綴りながら思いました。

居住支援、多くの相談援助職ができた方が良いとい う点は同意だが、ケアマネジャーが行うのは現実的で はないと感じる。その活動をしたことの報酬が認めら れていないからだ。これ以上シャドーワークを増やす ことは難しい。地域包括支援センターも様々な事業を 抱えている。はみ出し支援については、『居住支援加 算』など報酬もセットで考えてほしい。

今回のグループワークについて、なかなか答えられ ませんでした。私の実践現場である精神障害の分野で は、居住支援は当たり前にやってきたことなので、あ らたに住まいの相談だけを切り取った支援は考えられ ませんでした。

2 住宅確保と入居後支援

ストラクチャー

プロセス① 住宅確保

プロセス② 見守り~参加支援 プロセス③ 死後対応



本人



<相談窓口>

居住支援協議会 重層・多機関協働 生活困窮・基幹包括 社会福祉協議会



ケアマネ・包括等

物件の 掘り起こし

協力不動産回り 各種支援策構築

住宅確保

債務保証 緊急連絡先 代理納付 ICT見守り

住宅系

相談員

×住宅を確保した後に入居後体制を構築すればよい ○入居後体制を整えることで住宅確保がスムーズに

同時並行!



福祉系 相談員

入居後支援

人による見守り・生活支援・制度サービス 権利擁護 就労・社会参加・つながり

死後対応

死後事務委任 葬儀・納骨 残置物処理・賃貸借契約解除

体制整備の発展段階



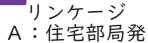
居住支援協議会事務局

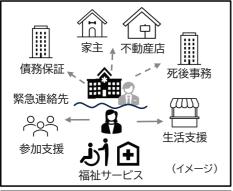


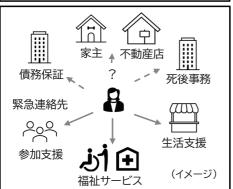
住宅系相談員



福祉系相談員







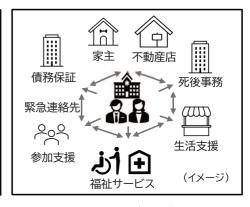
居住支援協議会設立 ・住宅部局で住まい相談開始 ・個別支援の実績ごく僅か

> 個別支援で福祉部局と連携本格化 (🎎 を福祉側に委託の場合も)

コーディネーション①

コーディネーション②





居住支援協議会設立 住宅部局とつながる (ぱ置かずに対応)

福祉系相談員で 一定程度自走できるようになる

社協や福祉事業所が属人的に 住まいの支援を実施している

リンケージ B:福祉部局発

高齢者住宅財団、2023、『住まいと生活支援の一体的支援に関する取組の普及啓発等事業報告書』(令和4年度厚生労働省老人保健健康増進等事業)を加筆修正

2

Aルート:岡崎市(住宅&重層)

2019 居住支援協議会設立(住宅計画課)、住宅計画課で相談受けるも・・・ 2020 市内不動産会社巡り、居住支援法人声かけ、包括ヒアリング等

> ~2021 住宅計画課、個別相談で福祉部局に通いまくる 2021 住まいサポートおかざき 構築、福祉と連携



コーディネーション②

東主 不動産店 (有務保証 死後事務 緊急連絡共 生活支援 参加支援 にイメージ) 福祉関係部局「使える!」 重層会議の一員へ 福祉の一角に住まい窓口 庁内部署は②段階へ (住宅確保部分は未確認)

こども 子育て

福祉の相談窓口(本人)住宅の相談窓口

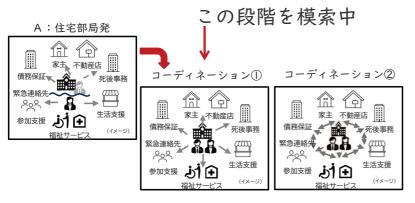
一覧・介護・高齢福祉 生活困窮(一部委託) 重層事業 生活保護

住宅課

全まいサポート

居住支援団体 協力不動産 居住支援法人等

Aルート:東京都の複数自治体



居住支援協議会 住宅部局で住まい相談開始 福祉部局との連携模索中 住宅部局の役割は再検討

Z特別区

2023 居住支援協議会設立

2024 事例検討会 福祉部局&社協(重層で顔見知り) 行政内での連携一歩進む!

住宅部局相談開始、認知低い

Y市



2020 居住支援協議会設立

2020 住宅部局相談開始

2021 福祉との連携を検討

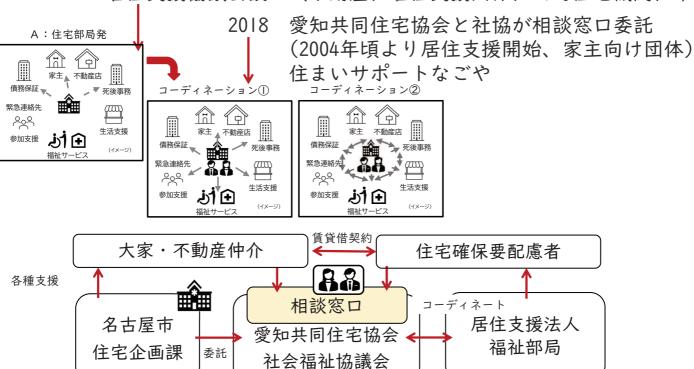
RO

2022 社協に相談窓口委託 住宅確保の部分で模索が続く 住宅部局は不動産ネットワーク注カへ

2 Aルート:名古屋市(住宅部局)

2006 住宅企画課発で民間賃貸への円滑入居など居住支援検討開始 2015頃 不動産関係者へヒアリング開始

2018 居住支援協議会設立(不動産、居住支援団体、公的住宅機関、市)



Bルート: 菊川市(社協)

人口4.7万人、住宅は都市計画課で所管、市営住宅管理中心、住マスなし

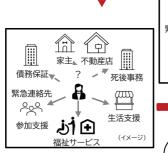
総合保健センター竣工(保健福祉医療部局や社協、児童館等集約化) 2000

社協:生活困窮者の相談を受けるなかで住まい問題認識 2011

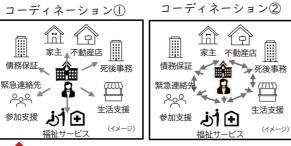
社協:福岡市社協視察、居住支援法人指定を受け、緊急連絡先になる 2021

> 不動産巡り、債務保証、勉強会開催、都市計画課も参加 2022

2023 県より都市計画課に打診、社協中心で居住支援協議会



B:福祉部局発



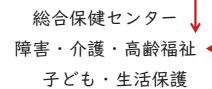
住宅部局が弱い中での都市 計画課の適切な判断と動き

小規模自治体故に福祉サイ ドでも住宅に対応できた

間生活支援開拓など

シェルター、支援付住宅開拓

福祉の相談窓口(本人)住宅の相談窓口

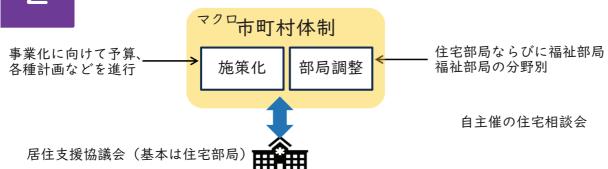




協力不動産 福祉団体 行政

特殊清掃、葬祭

市町村の体制整備に求められる機能 2

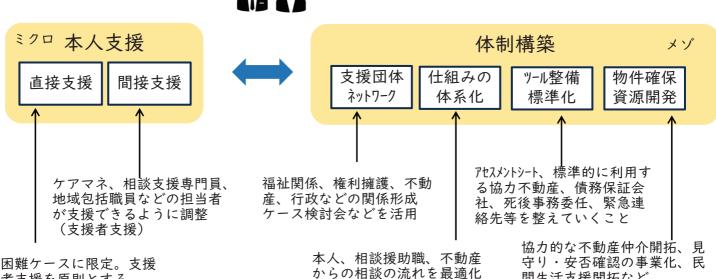


者支援を原則とする。

協議会の住まい相談担当職



生活困窮、重層、社協等の相談援助職



住まいのソーシャルワーク

住まいのソーシャルワーカー

●生活困窮分野の方から

各分野が住まいのソーシャルワークをする方がよいと思います。新たな部署を作ると、そこから新たなタテ割りが発生して、狭間ができたり、押し付け合いが起こる可能性があるのではないでしょうか。

● 高齢分野の方から

まず「住まいのソーシャルワーカー」を配置するのがいいと思います。誰かが住まいの支援をしなくてはならない中で、支援者が曖昧だと進まないと思う。

● 行政福祉職の方から

既存の相談支援機関が、それぞれ住まいのソーシャルワークを行いつつ、自治体によっては住まいのソーシャルワーカーを配置する方向がよいかと思います。

- 1. 個別支援としての居住支援
- 2. 相談窓口体制
 - ・相談を必要としている人は誰か
 - ・そもそも相談って何?
 - ・各市町村の既存の相談体制と馴染ませる
 - ・旗を振る人
- 3. 支援の違い
- 4. 見守りと住宅
 - ・見守りを分解する
 - ・居住サポート住宅とサービス付き高齢者向け住宅
- 5. つながりに辿り着く理由

3 高齢化と生活困窮での支援の違い

高齢介護の文脈での支援 身体機能の低下 認知機能の低下 退職・単身化 見守り 金銭管理 役割·社会参加 掃除・洗濯・整頓 意思決定 買い物・調理 (欲望形成) 受診・銀行等 体験・就労 基本的な生活のスキル 約束を守る 自己効力感 人への根源的信頼 先を見通す 楽観性 愛着形成 人とのコミュニケーション レジリエンス 自尊感情 相手との信頼関係

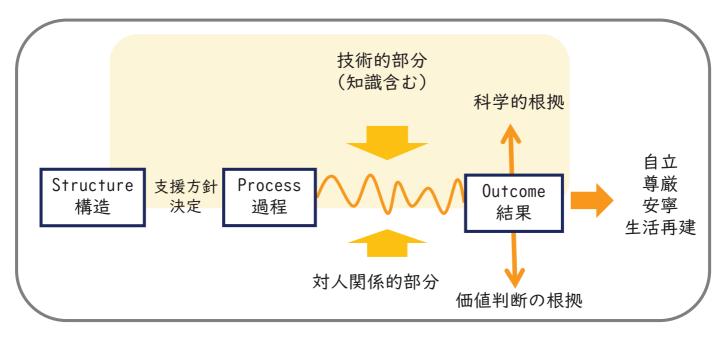
肯定的な人間観の形成

生活困窮の文脈での支援

対人関係の基本

大人になる過程で獲得できなかったものを獲得する支援 (時にマイナスを埋めるところから)

心理的資本



- 伴走型支援では支援方針決定はこんな単純じゃない。
- 「アセスメントは1月かなぁ。3か月かなぁ。終わらない場合 もあるかも」(奥田知志さんの言葉)
- 精神分野で好まれるネガティブケイパビリティという力

居住保障を支える機能の全体像

- 手段的サポート -----現物給付 現金給付

- サービス給付 -

給付?

住宅費用負担 の軽減

住宅扶助 住居確保給付金

応能負担家賃 (公営住宅) 家賃低廉化事業 (セーフティネット専用住宅)

住宅確保と 生活環境調整

賃貸借契約支援 債務保証 見守りと生活支援 制度サービス調整 権利擁護 就労支援 死後事務委任

エンパワメント 孤立の解消

┐ ┌ 情緒的サポート ┐

承認 自己肯定感 家族のような関係 信頼する力 仲間と役割 将来への見通し 地域の居場所

相談窓口と相談支援の体制

ハード整備

公営住宅 セーフティネット住宅 社会的不動産事業 一時的な住居 支援付き住宅

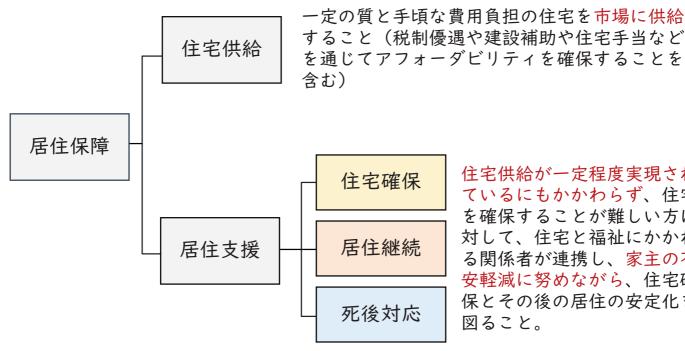
地域の拠点 (サート゛プ レイス)

居住空間には、このほか一般の住宅や各種施設を含む

- 1. 個別支援としての居住支援
- 2. 相談窓口体制
 - ・相談を必要としている人は誰か
 - ・そもそも相談って何?
 - ・各市町村の既存の相談体制と馴染ませる
 - ・旗を振る人
- 3. 支援の違い

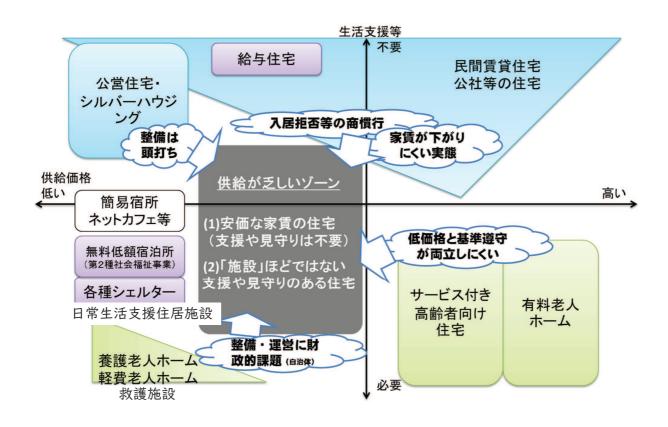
- 4. 見守りと住宅
 - ・見守りを分解する
 - ・居住サポート住宅とサービス付き高齢者向け住宅
- 5. つながりに辿り着く理由

居住支援と住宅供給の関係



住宅供給が一定程度実現され ているにもかかわらず、住宅 を確保することが難しい方に 対して、住宅と福祉にかかわ る関係者が連携し、家主の不 安軽減に努めながら、住宅確 保とその後の居住の安定化を

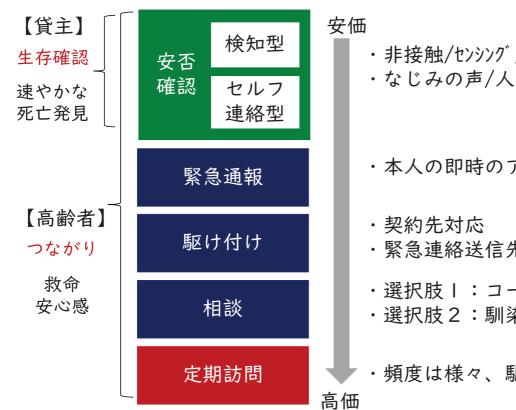
4 住宅供給:不足している住宅



平成27年度社会福祉推進事業

「これからの低所得者等の支援のあり方に関する調査研究」報告書(株式会社野村総合研究所)より

4 見守り



非接触/センシング /ICT

・本人の即時のアクションを要する

・緊急連絡送信先の親族等が対応

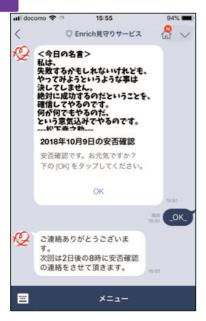
選択肢 | : コールセンター

・選択肢2:馴染みの人

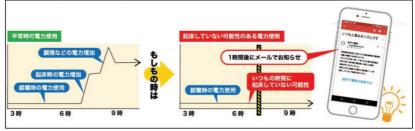
・頻度は様々、馴染みになっていく

クールな見守り、ウェットな見守り

4 さまざまな見守り商品









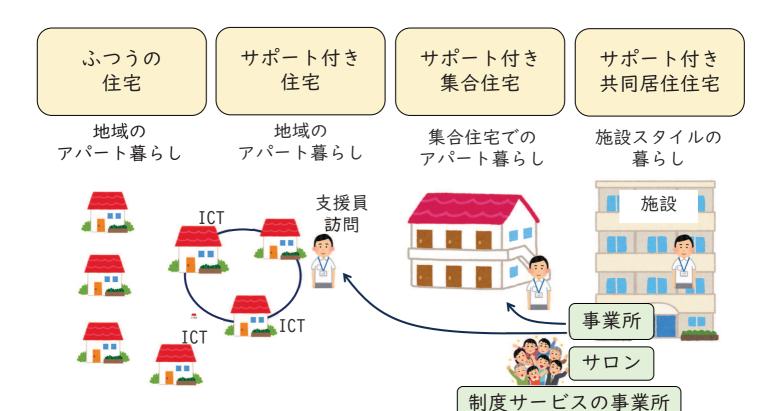


大家のリスク回避として見守りが住居を構える条件となることは理解できるが、見守られる本人の尊厳はそこにはあるのだろうか。本人がそれを望んでいればいいと思うが、私自身がその立場であれば、家賃を払うことの他にも課せられる見守り・・・・やはり少し抵抗があるような気がした。

- 「見守り」は誰のためなのか
- 家主:生存確認 & 死亡時の早期発見
- 本人:つながり & 万が一の時の救命
- 見守り から つながりづくり へ

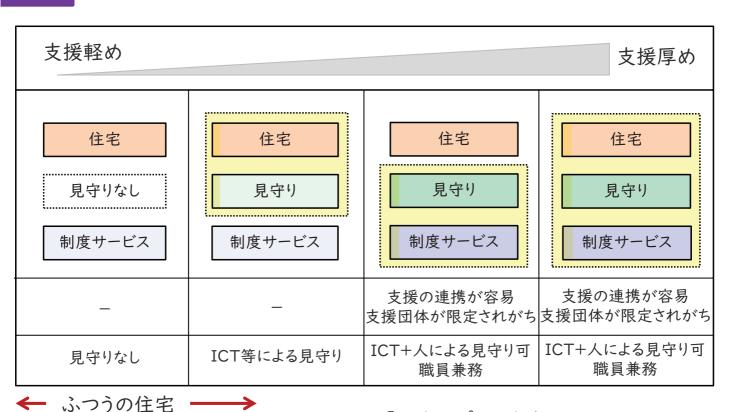
住まいの全体像:困窮

シェルター 一時生活支援



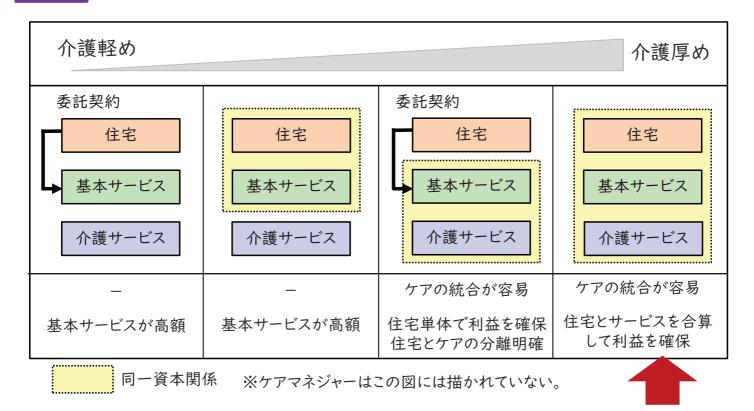
「居住サポート住宅」を考えてみる

▪ 制度内の障害サービスや介護サービスや医療は地域の事業所から届く ▪



見守りの費用は本人負担でどれくらいなのだろうか

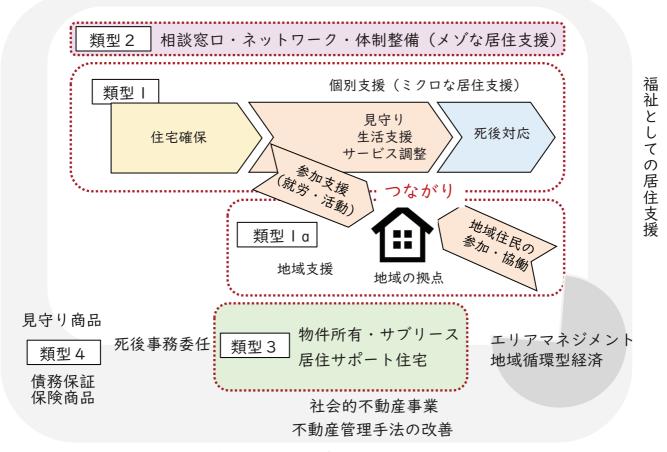
サービス付き高齢者向け住宅



基本サービス:安否確認と生活相談が必須。見守りサービスともいう。 40戸規模で、概ね3~5万円/月。日中常時建物内配置が基本。

- 1. 個別支援としての居住支援
- 2. 相談窓口体制
 - ・相談を必要としている人は誰か
 - ・そもそも相談って何?
 - ・各市町村の既存の相談体制と馴染ませる
 - ・旗を振る人
- 3. 支援の違い
- 4. 見守りと住宅
 - ・見守りを分解する
 - ・居住サポート住宅とサービス付き高齢者向け住宅
- 5. つながりに辿り着く理由

居住支援の見取り図



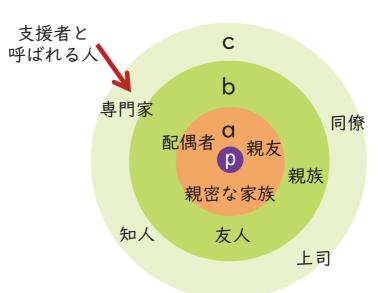
不動産事業/エリアマネジメントとしての居住支援

居住支援 と つながり

みなさん語る

コンボイモデル

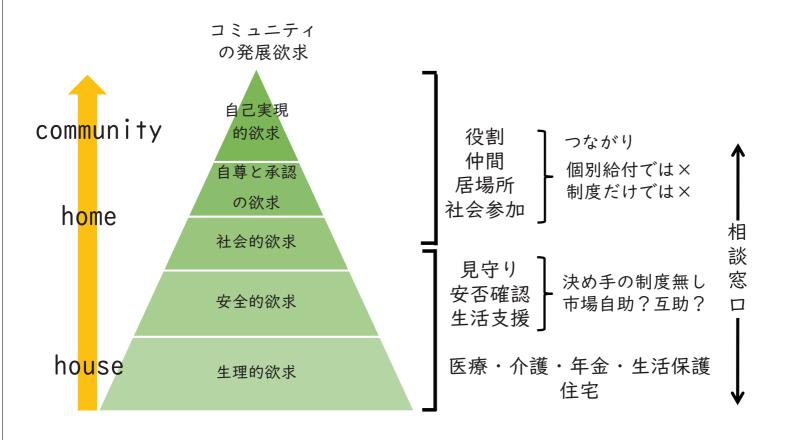
つながりづくり 互助 一人じゃない 家族のような



内側ほど安定的で役割依存 的でない。外側にいくほど 役割変化の影響を受ける。

Kahn & Antonucci, 1980

居住支援の広がりと深さ





居住支援をすすめるヒントになれば幸いです ありがとうございました



日本社会事業大学専門職大学院

